

仙台駅東まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 当協議会は、仙台駅東まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 当協議会は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

- 2 当協議会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。
これを変更又は廃止するときも同様とする。

(目的及び事業)

第3条 当協議会は、仙台駅東エリア（別図）において「住む・働く・楽しむ」が混在した多様なアクティビティがあるまちを実現するため、地域の資源を最大限活用したエリアマネジメント活動を実践することにより、日常的な賑わいの創出、安全安心な住環境の形成並びに質の高い都市空間の維持・向上を図り、もって当該エリアの価値を持続的に向上させることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) まちづくりビジョン及びまちづくり計画の策定に関する事業
- (2) まちの賑わいや交流創出のための事業
- (3) 地域のコミュニティ形成に関する事業
- (4) 地域のまちづくり誘導ルールを検討及び運用に関する事業
- (5) 公共空間及び公開空地等の利活用及び維持管理に関する事業
- (6) 地域の防災及び防犯に関する事業
- (7) 各号に関する情報の収集及び発信に関する事業
- (8) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第2章 会 員

(種別)

第4条 当協議会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員
 - (ア) 仙台駅東エリアにおいて土地又は建物を所有し若しくは当該地区において建物を管理運営し、かつ第3条の目的に賛同する企業又は団体若しくは個人
 - (イ) 仙台駅東口商工事業協同組合の組合員で、第3条の目的に賛同する企業又は団体若しくは個人
 - (ウ) 第51条に規定する仙台駅東エリアマネジメント協議会の会員で、第3条の目的に賛同する企業又は団体若しくは個人
- (2) 賛助会員
前号に該当する者以外で、第3条の目的に賛同する企業又は団体若しくは個人
- (3) 特別会員
第3条の目的に賛同する地縁団体など

(入会)

第5条 正会員、賛助会員及び特別会員のいずれかの会員として入会しようとする者は、理事会が別に規則で定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 前項の入会については、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に、理事会が別に規則で定める入会承認書により通知するものとする。

(経費等の負担)

第6条 正会員は、当協議会の目的を達成するため、理事会において別に規則で定める会費を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、当協議会の目的を達成するため、理事会において別に規則で定める賛助会費を支払う義務を負う。

- 3 前2項に定める既納の会費及び賛助会費は、返還しない。

(変更)

第7条 会員は、氏名、会員種別、会費口数、住所、連絡先に変更が生じた場合には、理事会が別に規則で定める変更届により、変更手続きを行うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理由等の如何を問わず、理事会が別に規則で定める退会届により、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、当協議会の名誉を毀損し、若しくは当協議会の目的に反する行為をし、又は第6条に規定する義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、第20条第2項に規定する総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である企業又は団体が解散したとき。
- (3) 会員である企業又は団体が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (6) 2年以上会費を滞納したとき。
- (7) 除名されたとき。

(会員名簿)

第11条 当協議会は、会員の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名（第9条関係）
- (2) 理事及び監事の選任又は解任（第23条、第27条関係）
- (3) 理事及び監事の報酬等の額（第28条関係）
- (4) 事業計画の承認
- (5) 規約の変更（第45条関係）
- (6) 解散（第46条関係）

(7) 理事会において総会に付議した事項

(8) その他総会で決議するものとしてこの規約で定める事項

(開催)

第14条 当協議会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、災害、疫病、その他の事由などにより、理事長が適当と認めた場合には、書面による開催とすることができる。その場合、議案と議案に対する賛否を求める書面を開催日の2週間前までに正会員に対し通知し、通知された正会員は開催日までに、賛否を記した書面を提出しなければならない。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の同意を得た会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、書面をもって開催日の1週間前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長がやむを得ない事情により、議長を務めることができない場合は、副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

なお、次条において、議決権を委任した正会員については、出席したものとみなす。

また、第15条第1項ただし書きによる規定により、書面による開催とした場合、「出席」とあるのは、「第15条第1項ただし書きによる書面」と読み替えるものとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項において他の正会員へ委任する正会員は、委任することを証明する書類をこの協議会に提出しなければならない。

(決議)

第20条 総会の決議は、出席した正会員及び議決権を委任した正会員の議決権の過半数をもって行う。なお、第15条第1項ただし書きによる規定により、書面による開催とした場合、「出席した正会員及び議決権を委任した正会員」とあるのは、「第15条第1項ただし書きによる書面」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の特別決議は、正会員の半数以上であって、出席した正会員及び議決権を委任した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。なお、第15条第1項ただし書きによる規定により、書面による開催とした場合、「出席した正会員及び議決権を委任した正会員」とあるのは、「第15条第1項ただし書きによる書面」と読み替えるものとする。

(1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 規約の変更
- (4) 解散

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した理事から1名の議事録署名人を選出し、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員等の設置)

第22条 当協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、3名以内を副理事長とすることができる。
- 4 専門的知見の提供を受けるため、顧問及びアドバイザーを任命することができる。

(役員等の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、正会員以外の者からも選任することができる。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、当協議会の理事を兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 顧問及びアドバイザーは、理事会の決議を得て理事長が任免する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し職務を執行する。

- 2 理事長は、規約の定めるところにより、当協議会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当協議会の業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序により、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員等の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年（最終事業年度に関する定時総会の終結の時まで）とし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年（最終事業年度に関する定時総会の終結の時まで）とし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 顧問の任期は、選任後2年（最終事業年度に関する定時総会の終結の時まで）とし、アドバイザーの任期は理事長が別に定める。

（役員の解任）

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、第20条第2項に規定する総会の特別決議により行わなければならない。

（役員の報酬等）

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当協議会から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

（取引の制限）

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当協議会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当協議会との取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第30条 当協議会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長及び副理事長の選定及び解任

(5) 部会の設置及び廃止並びに部会長の承認に関する事項

(6) 顧問及びアドバイザーの意見の聴取

(7) 前各号に定めるもののほか当協議会の業務執行の決定

（開催）

第32条 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき。

(3) 前号に定める請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から理事長に召集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 3 3 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、災害、疫病、その他の事由などにより、理事長が適当と認めた場合には、書面による開催とすることができる。その場合、議案と議案に対する賛否を求める書面を開催日の 2 週間前までに理事に対し通知し、通知された理事は開催日までに、賛否を記した書面を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 号による場合は理事が、前条第 4 項による場合は監事が招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 3 4 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長がやむを得ない事情により、議長を務めることができない場合は、副理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び決議)

第 3 5 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。なお、次条において、議決権を委任した理事については、出席したもののみとみなす。また、第 3 3 条第 1 項ただし書きによる規定により、書面による開催とした場合、「出席」とあるのは、「第 3 3 条第 1 項ただし書きによる書面」と読み替えるものとする。

2 理事会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、第 3 3 条第 1 項ただし書きによる規定により、書面による開催とした場合、「出席」とあるのは、「第 3 3 条第 1 項ただし書きによる書面を提出」と読み替えるものとする。

(議決の委任)

第 3 6 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、他の理事を代理人として委任することができる。

2 前項において他の理事を代理人として委任する場合における理事は、委任することを証明する書類をこの協議会に提出しなければならない。

(報告の省略)

第 3 7 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事から 1 名の議事録署名人を選出し、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 39 条 理事会の運営に関し必要な事項は、この規約に定めるもののほか、理事会において別に規則で定めることができる。

第 6 章 会 計

(経費)

第 40 条 当協議会の経費は、会費、事業収入、寄付金、協賛金その他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第 41 条 当協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当協議会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲り受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、その内容を報告し、承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第 44 条 当協議会は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第 45 条 この規約は、第 20 条第 2 項に規定する総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 当協議会は、第 20 条第 2 項に規定する総会の特別決議によって解散することができる。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 47 条 当協議会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の決議を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に規則で定めることができる。

第 9 章 部 会

(部会)

第 48 条 当協議会の事業及び運営を円滑に推進するため、部会を設置することがで

きる。

2 部会長は、理事長が理事会の決議を得て任免する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に規則で定める。

第10章 補 則

(細則)

第49条 この規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当協議会の最初の事業年度は、当協議会成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第51条 当協議会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	松栄不動産株式会社
設立時理事	仙台ターミナルビル株式会社
設立時理事	株式会社ユアテック
設立時理事	学校法人梅檀学園東北福祉大学
設立時理事	株式会社ACM
設立時理事	有限会社櫻井商店
設立時理事	株式会社サングラフィックス
設立時理事	榴岡地区町内会連合会
設立時理事	林 伸一
設立時監事	株式会社七十七銀行仙台東口支店
設立時監事	イシイ株式会社

(設立時会員の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立時会員の氏名又は名称及び住所は、別紙のとおりである。

(仙台駅東エリアマネジメント協議会の位置付け)

第53条 平成26年3月18日に設立された仙台駅東エリアマネジメント協議会は、令和元年8月2日をもって、当協議会に事業を継承するものとする。